

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和63年度		担当課室	補償課		若生 正之	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国が行う労災認定や労災診療費の支払に係る行政決定に関する一連の業務は、本来、国家公務員が直接行うことが適当であるが、その業務量等にかんがみ、迅速かつ適正な労災補償の確保を図るための必要性から、労災レセプトの事前点検業務等を委託していたもの(平成23年度委託事業廃止)。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>労災指定医療機関(約3万9千(平成23年9月末現在))及び労災指定薬局(約4万8千(平成23年9月末現在))等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払いを確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に事前点検する業務等を民間に委託していたもの。</p> <p>しかし、行政刷新会議WGによる事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分けの指摘等を踏まえ、平成23年度中に、当該委託事業を廃止し、保険者たる国(労働局)が直接行うこととした。</p>						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	3,347	3,251	1,552		
		補正予算					
		繰越し等					
	計	3,347	3,251	1,552			
	執行額	3,331	3,220	1,552			
執行率(%)	99.5%	99.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。		成果実績	99%	99%	99%	—
			達成度	%	104%	104%	104%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に履行しているか。		活動実績(当初見込み)	—	100%	100%	—
					(100%)	(100%)	( — )
単位当たりコスト	— (円/ — )		算出根拠	活動指標については労働局への成果物の提出期限の確実な履行を行うものであって、単位当たりコストの算出は困難である。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
				平成23年度中に当該委託事業を廃止し、保険者たる国(労働局)が直接行うこととし、平成24年度は行政経費2,287百万円を予算化。			
	計						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国が行う労災認定や労災診療費の支払に係る行政決定に関する一連の業務は、本来、国家公務員が直接行うことが適当であるが、その業務量等にかんがみ、迅速かつ適正な労災補償の確保を図るための必要性から、労災レセプトの事前点検業務等を委託していたもので、優先度が高い事業であった。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	しかし、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分けの指摘等を踏まえ、平成23年度中に保険者である国(労働局)へ業務を集約化することとした。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	平成22年5月の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け等の結果を踏まえ、本事業は、平成23年7月～12月に、順次、国へ集約化することとした。 このため、平成23年度における本事業の受託者は、労災診療費等の「適正審査」と「早期支払」に関するノウハウを有し、かつ、これを国へ確実に伝達できる者であること等が不可欠であるが、新規受託者の場合、これらのノウハウやその伝達を3～8ヵ月(23年7月～12月)の実施期間での経験で行うことは困難と考えられるため、公募によることとした。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	委託契約時及び精算確定時に費目・使途が事業目的に則し真に必要なものに限定されているか精査している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	「行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け」や「厚生労働省省内事業仕分け」での議論等を踏まえ、平成23年度中に保険者である国へ業務を集約化することとした。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	設定した成果目標について着実に達成した。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	見合っている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	平成23年度中に委託業務を廃止し、国が直接行うこととした。		
予算監視・効率化チームの所見			
—			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
【事業仕分け第2弾】 ○事業番号B-47 労災診療費審査体制等充実強化対策事業 【評価結果】 実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減) 【取りまとめコメント】 実施機関を競争的に決定し、事業規模を縮減することとする。我々の共通の認識として、当該事業を効率的・効果的に実施していただきたい意識がある。そのためのやり方としては、競争条件を見直し民間の業者が参入しやすい条件に改めていただくこと、具体的には、国全体で1本である契約単位を地域分割する、また、各労働局の所在地から公共交通機関により概ね60分以内で到着する場所に事務所を設置という条件を考え直す、国がマニュアルをしっかり整備して、これを活用する等の工夫をしていただきたい。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-21	平成23年行政事業レビュー	0997

厚生労働省  
1,552百万円(平成23年度執行額)

レセプト事前点検

【公募】

A. (財)労災保険情報センター  
1,552百万円

労災レセプト数  
(165万件(平成23年度事業廃止までの実績))  
の事前点検

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.(財)労災保険情報センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員給与、職員諸手当、社会保険料負担金、退職手当引当金	906			
事務諸費	通信運搬費、光熱水量費、事務所借料等	554			
消費税	消費税	74			
旅費	労災診療費担当者研修旅費等	12			
謝金	長期療養者に係る分析のための費用	4			
租税公課	印紙税等	2			
計		1,552	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)労災保険情報センター	<p>労災指定医療機関(約3万9千(平成23年9月末現在)及び労災指定薬局(約4万8千(平成23年9月末現在)等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払いを確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に事前点検する業務等を民間に委託していたもの。</p> <p>しかし、行政刷新会議WGによる事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分けの指摘等を踏まえ、平成23年度中に、当該委託事業を廃止し、保険者たる国(労働局)が直接行うこととした。</p>	1,552	随意契約	